

4月1日から変わります!

老人保健医療制度

後期高齢者医療制度

国民年金保険料 前納申込は2月中に!!

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が始まります。これにより、75歳以上（65歳以上で一定の障がいがある方を含む）の方は、現在加入している保険から移行し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

この制度では、被保険者一人ひとりに対しても保険料が算定されるため、すべての方に所得に応じた保険料を納めていただくことになります。

- **特別徴収**
介護保険と同じように加入者の年金から天引きさせていただきます。
- **普通徴収**
年金収入が年額18万円未満の方や、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金収入の2分の1を超えるときなどは、市から送られる納付書または口座振替で納めていただきます。

滋賀県の保険料率

均等割額 38,175円
所得割率 6.85%

- ・保険料（年額）=均等割額+所得割
- ・保険料率は、県内どの地域でも同じです。
- ・平成20・21年度の2年間は同じ料率です。
- ・加入者の所得に応じて計算されます。
- ・保険料の最高限度額は50万円です。
- ※世帯構成や世帯の収入に応じて、国保と同じように均等割額が7割・5割・2割軽減される場合があります。

市の医療給付費が増加していいます
医療費の適正化で値上げを抑えよう

国保の医療給付費とは、国保加入者が病気やケガをして、医療機関にかかったときに必要となつた費用の総額です。

国保加入者が医療機関の窓口で支払うお金は医療費の3割（年齢により1割～2割）で、残りの7割（8割～9割）は国保で負担しています。

平成18年度の高島市国保の医療給付費総額は、前年度に比べて2億6,370万円増の32億4,570万円で、国保加入者一人当

たりでは、前年度比15,995円増の249,960円となっています。
このような状況は、保険給付費の主要な財源となつている国保税の引き上げにも繋がりかねません。国保加入者一人ひとりが健康管理を充分行い、重複受診や多受診を避け、医療費の節約に心がけていただきますようご協力をよろしくお願いします。



年金記録のご確認を！

基礎年金番号に結びついていた
い約5千万件の記録について、名
寄せ作業の結果、記録と結びつく
可能性のある方に順次「ねんきん
特別便」をお送りしています。
ご本人の確認および手続きによ
り、はじめて記録が結びつくこと
ができます。

お手数をおかけしますが、お手
元に届きました「ねんきん特別便」
の年金記録に漏れや誤りがないか
をご確認の上、同封の「年金加入
記録照会票」または「確認はがき」
を必ず提出してください。

【ねんきん特別便のお問い合わせ】
ねんきん特別便専用ダイヤル
☎ 0570(058)5555
《受付時間》月～金曜日
9時～20時

問 滋賀社会保険事務局年金課



- 3月31日現在で国民健康保険や国保組合に加入されていた方
・ 特別徴収の方→平成20年4月
- 3月31日現在で社会保険などに加入され、被保険者本人であつた方
・ 普通徴収の方→平成20年7月
- 3月31日現在で社会保険などに加入され、被保険者本人であつた方
・ 特別徴収の方→平成20年7月

平成
20年
7月

扶養家族であつた方

※4月以降に75歳になり後期高齢者医療制度に加入された方は、いつたん普通徴収となり、特別徴収の条件に該当すれば、その後特別徴収になります。

保険料シミュレーション

- 1人世帯で年金収入のみ153万円の場合：11,452円（年額）
均等割額 11,452円【38,175円から7割軽減】
所得割 0円
 - 1人世帯で年金収入のみ201万円の場合：63,420円（年額）
均等割額 30,540円【38,175円から2割軽減】
所得割 32,880円【(201万円-120万円-33万円)×6.85%】
 - 1人世帯で年金収入のみ250万円の場合：104,620円（年額）
均等割額 38,175円【軽減なし】
所得割 66,445円【(250万円-120万円-33万円)×6.85%】
- ※120万円=公的年金控除 33万円=基礎控除

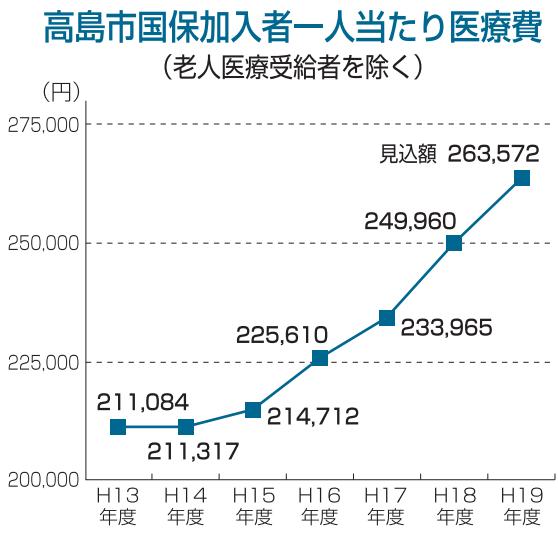
現金納付と前納納付の保険料の違い

納付方法	1か月分	6か月分	1年分
現金納付（毎月）	14,100円	84,600円	169,200円
現金納付（前納）		83,910円	166,200円 -690円 -3,000円
口座振替（前納）	14,050円 -50円	83,640円 -960円	165,650円 -3,550円

※国民年金保険料および前納額、割引額は、平成19年度分を元に計算していますので、平成20年度は変更になることがあります。

問 申 口座振替を希望される金融機関
大津社会保険事務所
国民年金業務課
☎ 077(521)1789

国民年金保険料は、口座振替で前納により納付されると、保険料が割り引かれます。
また、現在、口座振替で納付されている方で、振替方法や振替口座の変更を希望される方も、2月中に手続きを行ってください。
れる方は、2月中に手続きをお願いします。



予約年金相談をご利用ください

大津社会保険事務所と大津年金相談センターでは、次の日程で予約年金相談を実施しています。

月曜日～金曜日（祝休日を除く）
8時30分～17時15分

※大津社会保険事務所では、毎週月曜日（祝休日の場合は翌日）は19時まで時間延長しているほか、毎月第2土曜日（受付時間は8時30分～16時）にも相談を実施しています。予約は、予約専用番号へお電話ください。

2月の年金相談日

- 今津支所 2月 6日（水）
- 新旭公民館 2月21日（木）

3月の年金相談日

- 安曇川支所 3月 5日（水）
- 新旭公民館 3月19日（水）

※電話で予約してください。
受付：希望日の1か月前から

☎ 077(521)1489
(予約専用)
大津社会保険事務所